

# 新潟駅周辺広域交通事業計画検討会 規約（案）

## （名称）

第1条 本会は、「新潟駅周辺広域交通事業計画検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 検討会は、「新潟駅周辺交通結節機能強化基本方針」をふまえ、中長距離バスターミナル整備等の事業計画を策定し、計画の具体化を図ることを目的とする。

## （審議事項）

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項について検討を行う。

- (1) 事業計画に係る検討
- (2) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

## （組織）

第4条 1. 検討会は、第2条の目的を達成するため、各有識者、各行政機関、各事業協力者をもって組織し、委員の構成は別紙のとおりとする。

2. 委員の追加・変更は、検討会の承認を要するものとする。

## （座長）

第5条 1. 検討会には、座長を置き、委員の互選をもって充てる。

2. 座長が職務を遂行出来ない場合は、予め座長が指名する委員がその職務を代理する。
3. 座長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。
4. 座長は、やむを得ない事由により検討会の会議の開催が困難な場合においては、資料等を委員、当該議事に關係のある臨時委員に送付し、その意見を徵し、それをもって検討会の開催に代えることができる。

## （検討会の運営）

第6条 検討会は、第3条に規定する事項を検討するため、必要に応じ、事務局が招集する。

## （守秘義務）

第7条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(検討会の公開)

第8条 この検討会は非公開で行うものとする。なお、公開の必要がある場合には、  
検討会の承認をもって行うものとする。

(検討会資料の公表)

第9条 検討会における資料については、検討会終了後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 1. 検討会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。  
2. 事務局は、国土交通省北陸地方整備局及び新潟市都市政策部に置くもの  
とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度、審議して定めるも  
のとする。

また、本規約の改正等は、検討会の審議を経て行うことができるものとす  
る。

附 則

この規約は、令和2年〇月〇日より適用する。